

障がいのある方が市の施設を利用する場合、使用料などが免除されます

市が設置した公の施設を障がいのある方が利用する場合、現在も一部の施設においては、使用料および利用料金が免除（無料）されています。

4月1日からは、障がいのある方より一層の社会参加促進を図るため、免除対象施設および免除対象者を拡大します。

免除される施設

文化施設24カ所、体育施設24カ所、観光施設20カ所、農林施設4カ所、その他の施設3カ所

※宿泊を伴う場合の宿泊料金、それに伴う入浴料金や各施設の器具使用料などは除きます。

※詳しくは、生活福祉課にお問い合わせください。

免除対象者

市内、市外の障がいのある方および同伴する介護者1名

免除となる障がいのある方の範囲

①身体障害者手帳、療育手帳、精神

障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

- ② 都道府県が行う特定疾患治療研究事業および小児慢性特定疾患治療費公費負担の対象者
- ③ 日光市難治性疾患患者見舞金支給条例施行規則に規定する疾患に該当する方
- ④ 発達障害者支援法に規定する発達障害児(者)
- ⑤ 高次脳機能障害児(者)
- ⑥ 障害者自立支援法施行令に規定する精神通院医療の受給者
- ⑦ 国民年金法およびその他の法律の規定による年金加入中の疾病・負傷およびこれらに起因する疾病による障害年金を受給している方

免除の受け方

- ①の方
利用する施設の窓口で手帳を提示
- ②～⑦の方
施設を利用する前に「免除カード」の交付を受け、利用する施設の窓口で免除カードを提示

免除カード交付申請方法など

- 申請方法
- ②～⑦の方は、交付申請書に必要書類を添付し、各申請窓口へ提出
 - ※交付申請書は、各申請窓口を用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 申請窓口
- 生活福祉課、各総合支所市民福祉課
 - 申請受付開始日 3月1日(火)
 - 免除カード交付日
 - 生活福祉課受付分は原則即日交付、各総合支所市民福祉課受付分は受付日からおおむね1週間以内に郵送(市外居住者は1カ月以内)
 - 必要書類

- ②の方：都道府県が発行する医療受給者証または医療受診券の写し
- ③の方：市民の方は難治性疾患患者見舞金の受給資格認定通知書の写し、市民以外の方は免除認定診断書
- ④の方：免除認定診断書(当市の障がい福祉サービスなどを受けている方は必要なし)
- ⑤の方：免除認定診断書
- ⑥の方：都道府県が発行する自立支援医療受給者証の写し
- ⑦の方：年金証書の写し

※免除認定診断書は、各申請窓口にて用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。当該疾患のかかりつけ医師に証明(料金は自己負担)をもらい、提出してください。

免除カードの有効期間

発行日から5年が経過した日の属する年度の末日(3月31日)まで

その他

免除カードの申請手続きは、家族の方でも行うことができます。第3者の場合は、委任状が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

くわしくは

生活福祉課 障がい福祉係
☎(21)5174・FAX(21)5105

募集します 市民団体が行う 「個性ある地域振興事業」



皆さんが行う企画を募集します

市では、市内で活動している市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業に対して、補助金を交付しています。

これは、市民団体の創意工夫で市全体が元気になる、または地域のためになる事業を、市民団体からの申請に基づき支援するもので、「自分たちが提案した事業を自分たちで実際に行う」仕組みとなっています。

今回、平成23年度に補助金の交付対象となる事業を募集します。市の一体感を育てる、または地域がもっと元気になる、そんなアイデアあふれる事業の応募をお待ちしています。

募集内容

- ◆対象となる事業
市内で活動する市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業で、事業費が30万円以上のものが対象です。
- ◆選考方法

企画の事業効果や地域特性、公共性、継続性、独創性などを総合的に判断し、予算の範囲内で選考します。

◆補助率

対象経費の95%以内(上限200万円)となります。

※補助金の交付は原則として1団体につき1回限りですが、事業達成のために継続が必要と認められる場合は、年1回の交付を3年間継続します。ただし、2年目以降の補助率は順次引き下げとなります。

◆事業の実施期間

5月中旬～平成24年2月末日

◆応募方法

必要書類(事業計画書や収支予算書など)を作成し、2月28日(月)～3月25日(金)に総合政策課または各総合支所総務課へ持参してください。

※申請書類は総合政策課および各総合支所総務課で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

くわしくは

総合政策課 地域政策係
☎(21)5131

これまでに補助金を交付した事業を紹介します



平成20・21年度事業
◎霧降高原道路に「みち標」の設置を！
△霧降を元気にする会V

霧降を元気にする会では、霧降高原道路の沿道要所にみち標を設置しました。みち標には地域の間伐材を使い、標識ナンバーや基点間距離、標高などを明記し、ポール状の頭頂部に、チエーンソーカービングで動物の彫刻を施しています。また、多くの方に知ってもらうため、パンフレットを作成し配布しています。

みち標が設置されたことで、通行者や観光客の方々が、楽しみながら道路を通ることができ、日光の新たな観光スポットとなることが期待されます。